

相模原市立中学校完全給食実施方針



相模原市教育委員会

目 次

方針策定にあたって	1
1. 基本方針	2
2. 実施目的	3
3. 基本的な考え方	4
4. 実施形態	5
5. 今後の中学校給食	6
6. 食育の推進	7

方針策定にあたって

子どもたちの食生活については、孤食の増加や朝食の欠食など、食の多様化を背景に、健康面では生活習慣病の若年化、精神面では集中力の欠如などが近年の課題としてクローズアップされ、指摘されています。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身に付けていくためには、何よりも食が重要です。子どもに対する食育は、教育の三本柱である知育・徳育・体育の基礎となるべきもので、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基本となるものです。

学校教育で食育を積極的に推進するためには、学校給食を食に関する子どもへの指導の中心に位置付けることが重要と考えます。学校給食法では、小中学校の設置者は学校給食の実施に努めることとされ、市町村での積極的な取り組みが望まれています。

本市の中学校給食は、平成 20 年 11 月に「相模原市立中学校完全給食実施方針」を策定し、旧城山、津久井地域の 7 校では、合併前からの給食センター方式の維持継続、旧相模原、相模湖、藤野地域の学校では、持参弁当併用の選択制デリバリー方式により平成 22 年 11 月の 15 校（残り 15 校は平成 23 年 10 月）から開始し、市内全 37 校で完全給食を実施しています。

教育委員会では、選択制デリバリー方式による完全給食の開始から 3 年経過した平成 25 年 6 月に、学識経験者並びに学校関係者及び保護者の代表等で構成する「相模原市立中学校給食検討委員会」を設置し、中学校デリバリー給食実施状況の検証・評価、今後の中学校給食の提供方法及び平成 27 年度以降の方針について諮問を行い、平成 27 年 4 月に同委員会から、「将来的には生徒全員喫食による完全給食をめざし、当面は現在のデリバリー給食の改善を進める」との答申をいただきました。

教育委員会では、検討委員会からの答申の趣旨を重く受けとめ、これまでの中学校完全給食実施方針の一部を改訂し、ここに策定します。

用語説明

相模原市立中学校給食検討委員会：平成 25 年 6 月に設置、学識経験者、学校関係者、保護者の代表、学校栄養職員、公募委員で構成され、デリバリー方式による中学校給食の検証・評価を行い、給食センター校も含め今後の中学校給食の提供方法等について検討し、平成 27 年 4 月に教育委員会へ答申を行った。

選択制デリバリー方式：市の栄養士が作成した献立に従い、学校外の民間事業者の調理場で給食を調理し、各学校へ配送する方式のこと。

完全給食：給食内容が主食（パン・米飯等）、副食（おかず）、ミルクで構成される給食のこと。（学校給食法施行規則第 1 条第 2 項）

1. 基本方針

現在、本市の中学校給食は、平成 20 年 11 月に「相模原市立中学校完全給食実施方針」を策定し、市内中学校 37 校のうち城山学校給食センター及び津久井学校給食センター所管の 7 校についてはセンター方式を継続するとともに、他の 30 校については選択制のデリバリー方式により、全校で完全給食を実施しています。

学校給食は、教育の一環として学校給食法に位置付けられており、成長期にある児童・生徒の心身の健康の保持増進と体位の向上を図ることとともに、正しい食事のあり方と望ましい食習慣を育成することを目指しています。また、健全な食生活の実践としての単なる食生活の改善に留まらず、食に関する感謝の念と理解を深めることや、伝統ある優れた食文化の継承、地域の特性を生かした食生活に配慮することなど、様々な視点での食育推進が求められており、ますます学校給食の重要性は高まっていると言えます。

本市では、小学校における充実した食育を中学校でも継続したいとの強い思いが中学校完全給食の実施に至った大きな要因であり、中学校給食においても多方面での食育の取り組みを進めているところです。

しかしながら、栄養バランスのとれた安全・安心な給食を提供しているものの、全ての生徒がその内容を理解し、活用しているとは言えない状況も見てとれます。

中学校給食が学校における食育の中心的な役割を担うものとして意識付けされ、中学校全体での「食」に対する理解が深まるよう、何より給食内容のさらなる充実と、生徒・家庭・学校への積極的なアプローチが必要です。

そこで、2 カ年にわたる中学校給食検討委員会では、生徒等へのアンケートによる実態把握により、給食開始に伴う効果や課題が抽出され、モデル事業の実施も考慮した上で、答申としてまとめられました。

以上に挙げた実状及び今回の答申を踏まえて、従来の中学校完全給食実施方針を継続しつつ一部改訂を行い、次のとおり定めます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進するため、すべての中学校における完全給食を継続・充実します。献立の作成及び食材の発注は市の管理栄養士等が引き続き行い、栄養バランスのとれた安全な給食を提供します。

2. 実施目的

中学校給食の実施目的を次のとおり定めます。

(1) 健康の増進

文部科学省が定めている「学校給食摂取基準」に基づいた栄養バランスのとれた食事を摂取することにより、成長期にある生徒の心身の健康の保持増進と体位の向上を図ります。

(2) 望ましい食習慣の育成

食の多様化を背景に、偏った栄養素摂取に起因する生活習慣病の増加及び若年化など新たな健康課題が増加していることから、給食を通して、食事についての正しい理解を深め、健康な食生活を実践することができる判断力を培うとともに、望ましい食習慣を育成します。

(3) 明るい社交性等の育成

ともに学ぶ生徒たちが一緒に楽しく食事をするを通して、学校生活をより豊かにすることを目指し、明るい社交性や好ましい人間関係を育てます。

(4) 食育の推進

子どもたちへの食育は、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となるものです。食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることや、食に関わる人々の産業活動に支えられていることについて理解を深め、生命、自然を尊重する心や勤労を重んずる態度を育成します。

食育の推進に向けて、家庭・学校・地域などの様々な分野や場所での取り組みが求められています。

小学校及び中学校の9年間、一貫した食に関する指導を行うなど、学校給食を通じて、食育の推進を図ります。

3. 基本的な考え方

安全・安心な給食を提供するため、中学校給食に対する考え方は小学校給食と同様とし、次のとおり定めます。

(1) 献立

文部科学省が定めている「学校給食摂取基準」に基づき、主食・副食・ミルクで構成する完全給食の献立を市の管理栄養士等が作成します。

ミルクは、乳アレルギーや乳糖不耐症の生徒を除いて、給食・持参弁当いずれの生徒も飲用することとします。

(2) 食材

安全・安心な食材の確保を図るため、また、地産地消の取り組みを推進するため、市内産、県内産、国産を原則として、市の管理栄養士等が食材の選定・発注を行います。

(3) 給食回数

市学校給食運営協議会の献立計画委員会で定める給食実施回数 180 回を基準に、学校行事等を考慮し各学校で定めるものとします。

(4) 給食費

給食に要する経費のうち、食材料費については保護者負担とし、負担額（給食費）は、市学校給食運営協議会において定めます。

なお、給食会計は私会計とし、教育委員会で管理します。

(5) 調理・衛生管理

安全・安心な給食を提供するために、給食調理全般において、国の学校給食衛生管理の基準等に即した、市の中学校給食調理衛生管理基準に基づき給食調理を実施します。

用語説明

市学校給食運営協議会：本市の学校給食の充実及び円滑な運営を図ることを目的に、小・中学校及び教育委員会の関係者で構成される組織のこと。

私 会 計：学校の給食費や、教材費等の会計は、学校長が出納・管理しており、これらの会計を「私会計」と呼んでいる。対比する用語として、市の税金等の取り扱いは「公会計」と呼んでいる。

4. 実施形態

市内の地域特性を考慮しつつ、給食の実施形態を次のとおり定めます。

(1) 選択制デリバリー方式による給食実施の中学校

「選択制デリバリー方式」による給食を実施している中学校（30校）については、改善を図りつつ、現行方式の完全給食を継続実施します。

(2) 給食センター方式による給食実施の中学校

「給食センター方式」による給食を実施している中学校（7校）については、現行方式の完全給食を継続実施します。

＊用語説明＊

給食センター方式：複数校分の給食を共同調理する学校給食センターを設置し、調理した給食を各学校へ配送する方式のこと。

5. 今後の中学校給食

現在の選択制デリバリー方式での中学校給食について、短期改善策の早急な着手に努め、将来的に市内全中学校において全員喫食による完全給食の実現に向け、次のとおり定めます。

(1) 選択制デリバリー方式の改善

選択制デリバリー方式（平成 28 年度以降）の新たな給食調理事業者の選定については、プロポーザル方式により選定することとし、事業者の募集・選定を進めます。

中学校給食検討委員会からの答申を踏まえ、改善の方策として、汁物提供の早期導入に向け検討します。また、汁物提供に併せ個別容器（ランチボックス）等の見直しを実施します。

同時に、汁物提供により配膳室の改修等が必要な場合は、計画的に実施します。

なお、ご飯量の選択制の導入及び給食時間の延長については、実施方策の検討を行います。

(2) 将来的な実施方式の検討

将来的な実施方式については、デリバリー方式における汁物提供の実施状況の検証を行いつつ、平成 27 年度に設置された「望ましい学校規模あり方検討委員会」の検討結果等も踏まえ、実施方策の検討を進めます。

検討に当たっては、「学校給食あり方検討委員会（仮）」を設置し、給食センター方式による給食実施 7 校を含めた全 37 校の中学校において、地域に応じた多様な方式の導入による全員喫食の完全給食が実施できるよう、小学校給食の実施状況も踏まえ検討します。

【想定される実施方式】

- 各学校に給食室を設置し調理提供する「自校調理方式」
- 小学校の給食施設に余裕がある地区での「親子方式」
- 学校給食センターで調理し、各学校に配送する「給食センター方式」
- 民間の調理場で調理し、各学校に配送する「デリバリー方式」

用語説明

プロポーザル方式：契約の締結にあたり、単に金額で有利な事業者を選ぶのではなく、事業者の創意工夫を反映させた提案内容をもって審査し、事業者を選ぶ契約方法のこと。

親子方式：学校に設置した給食室で、その学校分の給食を調理するとともに、他校分の給食も調理し、給食室のない学校へ配送する方式のこと。

6. 食育の推進

生徒に対する食に関する指導等については、日々の学校生活の中で直接的・継続的にアプローチできる場づくりと、食環境づくりの両面を具体的かつ体系的に進めていく必要があるため、学校や保護者も含めた食育の推進について次のとおり定めます。

(1) 給食を通じた生徒への食育の推進

生徒に対しては、学校給食を生きた教材として活用し、各中学校で定めている食育計画において、適切な栄養摂取と望ましい食習慣について生徒の理解を促すとともに、将来にわたる健康の保持・増進を図るために自ら主体的な食生活を営めるよう、生徒への継続的な食育の推進を図ります。

(2) 学校における食育推進のための環境整備

成長期にある生徒に対し、栄養バランスのとれた給食の提供のみではなく、食事と身体、健康との関係等、食に関する種々の事項について、直接的に学習の機会を設けるため、栄養教諭による食育個別支援制度を活用し、担任教諭等との連携やネットワークなどのサポート体制強化に取り組みます。

また、給食時間を活用した食育の推進に取り組みます。

(3) 保護者への食育に関する情報提供

保護者に対する情報提供については、給食だよりや給食ブログ等を通じた取り組みを拡充実施します。

また、生徒にとって栄養バランスのとれた給食であることを保護者等に周知し、デリバリー給食への理解を深めるため、在校生保護者はもとより、小学校6年生、保護者等を対象とした試食会の開催や土曜参観での試食会の開催などの取り組みを実施します。

(4) 食の安全性

食材については、市の献立計画に基づき原則として国産とし、可能な限り市内産や県内産の野菜など地場農畜産物の購入を行っていますが、地域で作られている野菜等が学校給食でも使われていることをアピールし、さらなる地産地消の取り組みを推進します。

また、衛生管理については、大量調理施設衛生管理マニュアルや中学校給食調理衛生管理基準に基づき、給食を扱う者に対し、適切に教育や指導を実施します。

相模原市立中学校完全給食実施方針

発 行 者 相模原市教育委員会教育局教育環境部学校保健課

住 所 相模原市中央区中央 2-11-15

電 話 042-769-8283 (直通)

発行年月 平成 20 年 11 月

改訂年月 平成 28 年 2 月